

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年1月21日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 永淵 勝幸

### 資金管理団体指定取消等届

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
奥田 修史	奥田なおふみ後援会	平成27年11月30日
吉田 勝利	吉田かつとし後援会	平成27年12月31日